

現行	改正
(入出金連携サービス) 第 26 条 当社がお客様からお預りする金銭の入出金は、<u>指定金融機関の CONNECT 専用口座を通じてする方法（「入出金連携サービス」といいます。）</u>により行います。 (1) 当社にお客様口座の開設を申し込まれるお客様は、あわせて当社の提供する銀行代理を通じて指定金融機関の CONNECT 専用口座の開設の申込みを行っていただきます。 (2) お客様が当社のお客様口座に対して金銭を預け入れる場合は、指定金融機関の CONNECT 専用口座へ振り込む方法により行うものとします。指定金融機関にて振込みが確認されると、速やかに当社のお客様口座へ振替えを行います。 (3) お客様が当社のお客様口座から金銭を引き出す場合は、指定金融機関の CONNECT 専用口座へ出金のうえ、第 3 条第 2 項第 7 号にてあらかじめお届けいただいたお客様名義の出金先金融機関口座へ振り込む方法により行うものとします。なお、引き出しの手続き、受付時間及び受付金額は、当社が別途定めるところに従うものとします。 (4) 前号に係る振込みに要する手数料は当社の別途定めるところによります。 新 設	(入出金) 第 26 条 当社がお客様からお預りする金銭の入出金は、<u>次の各号に定める方法により行います。</u> (1) <u>指定金融機関の CONNECT 専用口座を通じてする方法（「入出金連携サービス」といいます。）により行います。</u> ① 当社にお客様口座の開設を申し込まれるお客様は、あわせて当社の提供する銀行代理を通じて指定金融機関の CONNECT 専用口座の開設の申込みを行っていただきます。 ② お客様が当社のお客様口座に対して金銭を預け入れる場合は、指定金融機関の CONNECT 専用口座へ振り込む方法により行うものとします。指定金融機関にて振込みが確認されると、速やかに当社のお客様口座へ振替えを行います。 ③ お客様が当社のお客様口座から金銭を引き出す場合は、指定金融機関の CONNECT 専用口座へ出金のうえ、第 3 条第 2 項第 7 号にてあらかじめお届けいただいたお客様名義の出金先金融機関口座へ振り込む方法により行うものとします。なお、引き出しの手続き、受付時間及び受付金額は、当社が別途定めるところに従うものとします。 ④ 前号に係る振込みに要する手数料は当社の別途定めるところによります。 (2) 当社が定める収納代行会社の提供する口座振替サービスを利用して、<u>当社のお客様口座に対して金銭を預け入れる場合は、当社が別途定める「口座振替サービス取扱規定」に従うものとします。</u>
附則 この約款は、<u>2020 年 5 月 27 日</u>より適用されます。	附則 この約款は、<u>2021 年 8 月 20 日</u>より適用されます。